

平成23年 3月18日制定  
(平成25年 9月27日一部改正)  
(平成26年 8月 8日一部改正)  
(平成27年 4月 1日一部改正)  
(平成28年1月5 日一部改正)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける  
研究活動の不正行為の防止に関する行動規範

I 公正な研究の推進

- 1 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)の構成員は、社会の発展の原動力である科学や科学研究が、社会からの信頼と負託を受けて初めて社会に役立つことができることを理解し、センターの科学研究が社会をより豊かなものにすることができるよう、研究活動において常に正直、誠実に判断、行動し、科学研究の成果の正確さや正当性を科学的に示すよう最善の努力を払うこと。
- 2 センター構成員としての誇りと自覚をもって、センターの定める規程等、公的ガイドライン、配分機関が定める各種要項及びその他関係する法令・通知等の規範を遵守し、センターの理念と基本方針に従い、研究活動を実践すること。
- 3 研究活動における不正行為すなわち捏造、改ざん、盗用及び不正経理を行わず、加担せず、助長しないこと。

II 研究費の適切な使用

- 1 公的研究費の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
- 2 公益財団法人等の民間団体から助成される研究資金など、民間の資金を原資とする場合においても、国立研究開発法人の業務として研究を行う以上は、研究の実施・研究費の使用にかかる説明責任が生じることを自覚すること。
- 3 公的研究費等の運営・管理に関わる職員は公的研究費等の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 4 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めること。  
また、事務職員は研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うよう努めること。
- 5 業者等との関係において、公的研究費等の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう公正に行動すること。

III 研究活動における不正行為の防止

- 1 職員相互の理解と緊密な関係を図り、並びに関係部署及び委員会等の関係組織が協同して、研究活動における不正行為の防止に努めること。

2 研究活動における不正行為が疑われる場合は、速やかに不正行為相談受付窓口（監査室）に通報すること。

3 本規範に違反して、不正を行った場合は、配分機関並びにセンターの処分及び法的な責任を負担すること。

附則 この行動規範は、平成25年9月27日から施行する。

附則 この行動規範は、平成26年8月8日から施行する。

附則 この行動規範は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この行動規範は、平成28年1月5日から施行する。